

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市医療救護要項

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市医事衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ高島市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関および関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、医療救護を実施する。

3 救護所の配置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師および保健師等を配置する。

(3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）、医療器具およびAED（自動体外式除細動器）等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

(3) 宿舎における医療救護

宿舎において、大会参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、または救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに実行委員会に連絡する。

また、実行委員会は本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(4) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関等と協議して定める。

(5) 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用および救急自動車等による移送費用を除き、医療費は

すべて受診者の負担とする。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」については、「第24回全国障害者スポーツ大会県および会場地市町の業務分担・経費負担基本方針」に基づき実施する。

付 則

この要項は、令和5年6月29日から施行する。